特別児童扶養手当　資格喪失の手続きについて

〇手当の金額変更について

・何らかの理由で手当の受給資格が喪失となった場合に提出してください。
・減額が理由で手当の金額が０円になった場合も資格喪失に該当します。

〇資格喪失の発生理由

１．受給者が日本国内に住所を有しなくなった。
２．受給者が支給対象障害児の父又は母である場合であって、支給対象障害児がその父又は母に監護されなくなった。（施設入所含）
３．父及び母が支給対象障害児を監護している場合において、支給対象障害児が受給者である父又は母に主として生計を維持されることがなくなった。
４．父及び母が支給対象障害児を監護している場合において、支給対象障害児が受給者である父又は母に介護されなくなった。
５．受給者が養育者（父母以外の者）である場合であって、支給対象障害児がその養育者に養育（同居、監護、生計維持）されなくなった。
６．支給対象障害児が死亡した。
７．支給対象障害児が日本国内に住所を有しなくなった。
８．支給対象障害児が 20 歳に達した。
９．支給対象障害児が、障害による年金を受けることができるようになった。
10．支給対象障害児が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第３に定める障害の状態に該当しなくなった。

〇提出書類

１．特別児童扶養手当資格喪失届
２．資格喪失事由が明らかとなる書類（当てはまるものを提出してください）
　①施設入所の措置決定通知書
　②年金裁定通知書
　③その他、資格喪失の事由及び発生年月日が分かる書類